# 株式会社国際協力銀行の会計に関する省令 （平成二十四年財務省令第十五号）

#### 第一条（目的）

この省令は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）の規定により委任された株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の会計に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第二条（定義）

この省令において使用する用語は、法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

* 一  
  財務諸表  
    
    
  貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書をいう。
* 二  
  連結財務諸表  
    
    
  連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。
* 三  
  附属明細書  
    
    
  財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。
* 四  
  勘定別財務諸表  
    
    
  法第二十六条の二の規定により経理を区分し、次条に定める勘定を設けて整理する場合において当該勘定ごとに作成する財務諸表をいう。
* 五  
  勘定別附属明細書  
    
    
  勘定別財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。
* 六  
  勘定別情報  
    
    
  連結財務諸表の作成が必要な場合に、当該連結財務諸表とは別に連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して勘定毎に作成された情報をいう。
* 七  
  共通経費等  
    
    
  費用又は収益であって、次条に定める勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものをいう。

#### 第二条の二（勘定区分）

法第二十六条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

* 一  
  法第二十六条の二第一号に掲げる業務に係る勘定  
    
    
  一般業務勘定
* 二  
  法第二十六条の二第二号に掲げる業務に係る勘定  
    
    
  特別業務勘定

#### 第三条（遵守義務）

会社は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。  
ただし、特別の理由がある場合には、財務大臣の承認を受けて、この省令の定めるところと異なる整理をすることができる。

#### 第四条（会計原則）

会社は、次に掲げる基準に従ってその会計を処理しなければならない。

* 一  
  経営成績及び財政状態について、真実な内容を表示すること。
* 二  
  すべての取引について、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。
* 三  
  経営及び財政の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
* 四  
  会計方針を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
* 五  
  その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。

#### 第五条（財務諸表の様式）

会社は、別表第一の様式により財務諸表及び勘定別財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。

##### ２

会社は、連結財務諸表を作成したときは、当該事業年度終了後三月以内に連結貸借対照表及び連結損益計算書を財務大臣に提出しなければならない。

#### 第六条（附属明細書の様式等）

会社は、別表第三の様式により附属明細書及び勘定別附属明細書を作成しなければならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、財務諸表に添付する附属明細書において勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別附属明細書の作成を要しない。

#### 第六条の二（勘定別情報の作成）

会社が連結財務諸表を作成したときは、別表第四の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。

#### 第七条（財産目録の内容）

財産目録は、毎事業年度末日現在における会社（連結子会社を除く。）の資産及び負債の状況を明らかにするため、その名称、価額その他必要な事項を貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して表示するものとする。

#### 第八条（区分経理に係る会計処理の原則）

会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

* 一  
  同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。
* 二  
  各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。

#### 第九条（共通経費等の配賦原則）

会社は、共通経費等であるため、一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該共通経費等については、財務大臣の承認を受けて定める基準（以下この条において「配賦基準」という。）に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

##### ２

配賦基準は、毎期継続して適用するものとし、みだりに変更してはならないものとする。

##### ３

会社は、共通経費等を経理する場合は、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

##### ４

会社は、配賦基準を変更しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。

##### ５

配賦基準を変更した場合は、変更された配賦基準の内容、変更した理由及び当該変更が勘定別財務諸表に与えている影響の内容を当該勘定別財務諸表に注記しなければならない。

#### 第十条（勘定間の資金融通）

一般業務勘定及び特別業務勘定間における資金の融通（短期のものに限る。）は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 第二条（開始貸借対照表における評価・換算差額等の取扱い）

第五条の規定にかかわらず、会社の会社法（平成十七年法律八十六号）第四百三十五条第一項に規定する成立の日の貸借対照表において、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）及び繰延ヘッジ損益（ヘッジ手段（資産又は負債に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益又は時価評価差額であって、ヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産又は負債をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられているものをいう。）の借方残高がある場合はこれを資産とみなし、貸方残高がある場合は負債とみなす。

# 附則（平成二五年九月三〇日財務省令第五七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附則（平成二六年三月二八日財務省令第一四号）

##### １

この省令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表第一第３号様式及び別表第二第３号様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年三月三〇日財務省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年六月二六日財務省令第六二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表第三第３号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附則（平成二八年九月三〇日財務省令第六七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附則（令和三年三月二九日財務省令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一第１号様式記載上の注意１（２）○１０及び（５）並びに同表第２号様式記載上の注意８並びに別表第二第１号様式記載上の注意２（２）○１０及び（５）並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。  
ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る書類については、新省令別表第一第１号様式記載上の注意１（２）○１０及び（５）並びに同表第２号様式記載上の注意８並びに別表第二第１号様式記載上の注意２（２）○１０及び（５）並びに同表第２号様式（１）記載上の注意１及び（３）記載上の注意１の規定を適用することができる。

##### ２

新省令別表第一第１号様式の表及び記載上の注意１（３）並びに同表第３号様式の表、別表第二第１号様式の表及び記載上の注意２（３）並びに同表第３号様式の表、並びに別表第四（１）の表の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

#### 第三条（株式会社国際協力銀行銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（令和二年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

* 第１号様式
* １  
  次の事項を注記すること。  
  ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
* ２  
  特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
* ３  
  法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ４  
  「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の１００分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
* ５  
  「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
* ６  
  総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
* 第２号様式
* １  
  関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額及びその他の取引高の総額を注記すること。
* ２  
  上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
* ３  
  本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
* ４  
  「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。  
  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
* ５  
  法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ６  
  「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。  
  また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
* ７  
  「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
* ８  
  顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
* ９  
  １株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。）を銭単位で注記すること。
* １０  
  関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第１１２条の規定に従い注記すること。
* １１  
  総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。
* 第３号様式
* １  
  法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ２  
  変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
* ３  
  株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
* ４  
  その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。  
  この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
* ５  
  評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。  
  この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
* ６  
  資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
* ７  
  財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１０６条の規定に従い注記すること。
* ８  
  遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５１項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第５３項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第２７項に規定する企業結合をいう。以下この様式において同じ。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
* 第４号様式
* １  
  連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
* ２  
  現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
* ３  
  法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* 第１号様式
* １  
  株式会社国際協力銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
* ２  
  次の事項を注記すること。  
  ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
* ３  
  特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
* ４  
  法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ５  
  「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の１００分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。  
  ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の１００分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
* ６  
  「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
* 第２号様式
* （１）  
  連結損益計算書（単位：百万円）
* １  
  顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
* ２  
  １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額を言う。以下この様式において同じ。）を銭単位で注記すること。
* ３  
  上記のほか、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
* ４  
  「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。  
  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
* ５  
  法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ６  
  総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。
* （２）  
  連結包括利益計算書（単位：百万円）
* １  
  連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
* ２  
  法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ３  
  総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。
* ４  
  その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。  
  ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することが出来る。  
  いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
* ５  
  親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。  
  この注記は、上記４の注記と合わせて記載することができる。
* （３）  
  連結損益及び包括利益計算書
* １  
  顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
* ２  
  １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を銭単位で注記すること。
* ３  
  上記の他、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
* ４  
  「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。  
  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
* ５  
  連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
* ６  
  法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ７  
  総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
* ８  
  その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。  
  ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することが出来る。  
  いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
* ９  
  親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。  
  この注記は、上記８の注記と合わせて記載することができる。
* 第３号様式
* １  
  法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* ２  
  変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
* ３  
  株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
* ４  
  その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。  
  この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
* ５  
  その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。
* ６  
  連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第７７条から第８０条の規定に従い注記すること。
* ７  
  遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
* 第４号様式
* １  
  現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
* ２  
  法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
* 第１号様式  
  有形固定資産及び無形固定資産（単位：百万円）
* １  
  資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
* ２  
  当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
* ３  
  償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。
* 第２号様式  
  引当金（単位：百万円）
* １  
  計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
* ２  
  当期首又は当期末に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５４条の３第１項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。
* ３  
  「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
* ４  
  「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。
* 第３号様式  
  営業経費（単位：百万円）
* 第　期勘定別情報